

2019年2月1日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会
会長 日西 和広
連合北海道苫小牧地区連合
会長 南部谷康史

地域における早期離職対策および非正規職員の 処遇改善などに関する要請書

地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに
対し、心より敬意を表します。

さて、内閣府が2018年12月10日に発表した2018年7-9月期の四半期別GDP速報(2次速
報値)では、実質GDP成長率が前期比0.6%マイナス、年率換算2.5%マイナスとなっています。
また、2018年12月14日に日本銀行札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断
指数(DI)は、全産業でプラス6と、9月の前回調査から3ポイント悪化しています。消費関連
の業況DIでは、特に「宿泊・飲食サービス」で悪化しており、全般的に胆振東部地震の影響と
考えられますが、GDPの6割を占める個人消費拡大に向けて賃上げの重要性が増しています。

一方、道内の有効求人倍率は1.23倍(11月)と106ヶ月連続で前年同月を上回り、過去最長
を更新しました。しかし、新規求人の54.9%は非正規求人となるなど、雇用増は非正規の増加
によるところが大きいといわれています。建設・医療等で人材不足が深刻化する一方で、事務
および軽作業員では求職数が大幅に上回るなど、雇用のミスマッチが改善されない状況です。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。道内の今春卒業予
定の高校生の11月末現在の求人数は、18,519人と、前年同期に比べ5.9%(1,025人)増加にあ
り、求人倍率2.46倍、就職内定率84.2%(前年同期1.9ポイント上昇)と、1986年3月卒の統
計調査開始以来、ともに最高値となっており、引き続き、中小企業への就職促進を進めていく
必要がありますが、一方では早期離職も問題となっています。

また、昨今の労働相談では正規雇用、非正規雇用に関わらず、長時間労働、賃金未払い
をはじめとしたワークルールに関する相談が多くなっています。働き方改革関連法案が成
立し、残業時間上限規制、同一労働同一賃金などが順次施行されることとなっており、労
働関係法令の遵守徹底、働きがいを感じる職場環境作りも急務の課題です。さらに、公共
サービスを担う直接雇用の非正規職員や、地方自治体の仕事を担う民間労働者にも拡大していま
す。非正規雇用者の大部分は有期雇用という不安定な雇用状態に置かれており、年収200万以下
の就労者が多く、フルタイムで働いても、多くの人々は貧困という状態から抜け出すことが困難
な状況に立たされています。地方自治体は率先して不安定雇用労働者や働く貧困層を解消すべき
です。

これらの解決のためには、国・地方自治体の連携、地方自治体と経済・産業関係団体や労働
関係団体等との連携による積極的な取り組みが極めて重要です。

貴市におかれましては、以下の課題に全力をあげられますよう要請します。

記

1. 地域における雇用対策の拡充

(1) 地域における雇用対策推進体制の確立

- ① 2015年12月に行政と経済団体、労働団体による地方版「政労使会議」、正式名称「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が設置された。共同宣言では、雇用環境の改善に向けて、1)長時間労働を抑制するための「働き方改革」、2)非正規労働者の正社員転換・待遇改善、3)女性の活躍、4)魅力ある雇用機会の創出の4点の推進に取り組んでいる。

貴市においては共同宣言に賛同を表明したうえで、これらの具現化に向けて、地元の経済・産業関係団体や労働団体、関係行政機関等により構成する地域雇用ネットワーク会議や「地域づくり連携会議」などを拡充し、胆振総合振興局を中心に、各市町村、関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

- ② 北海道労働政策協定に基づき、失業率が相対的に高い若年層に向けて、国と道、各市町村が連携し、ジョブカフェやわかものハローワークといった就職支援施設や職業訓練メニューの充実・強化と周知をはかること。

(2) 若年者の早期離職防止

- ① 中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。「若者雇用促進法」に基づき、ア.新卒者の募集を行う企業に対する職場情報の提供義務化、イ.公共職業安定所における一定の労働関係法令違反の求人者について新卒者申込みの不受理、ウ.若者の採用・育成に積極的な中小企業(従業員規模300人以下が対象)を認定する制度の創設、エ.地域若者サポートステーションの安定的な事業運営となっていることから、ハローワークなどと連携をはかること。事業の周知はもとより、経済・業界団体への要請に加えて、会員となっていない企業にも発信し、宣言企業を増やすとともに、「若者雇用促進法」を浸透させ、新卒者を含む若者の雇用・就労環境の改善に努めること。

〔青少年雇用情報〕

分類	情報提供項目の例
①募集・採用に関する情報	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数等
②企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・所得者数(男女別)
	役員および管理的地位にある者に占める女性割合等
③職業能力の開発・向上に関する状況	研修の有無および内容
	自己啓発支援の有無および内容(※教育訓練休暇制度等にかかる情報を含む)
	メンター制度の有無
	キャリア・コンサルティング制度の有無および内容
	社内検定等の制度の有無および内容等

※ 注：法律としては、学生等から求めがあった場合には、①～③の分類ごとに1つ以上の情報提供が義務づけられる。

※ 出所：厚生労働省「第67回労働政策審議会職業安定分科会資料」より連合が作成

- ② 若者の早期離職理由の多くが職場環境の問題に起因している。道内の高卒3年以内の離職率は44.8(前年46.9)%と高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、労働法教育の機会、「人材確保等支援助成金」を有効活用した離職防止などについて、産学官連携した取り組みを行うこと。

(3) 自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 「地方公務員法・地方自治法の一部改正」の2020年4月施行にむけ、2019年度に募集活動を行うためには、関係条例規則等の制度を確定し、議会審議を行う必要があることから、貴市において早急に着手し、制度確立のための十分な検討期間を確保すること。制度の設計にあたっては、労使交渉・合意に基づき決定すること。
- ② 法改正の主旨を踏まえ、現在、貴市で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと（引き下げにつながる見直しを行わないこと）。
- ③ 正規職員との職務内容・勤務時間に応じ、均衡・権衡をはかること。なお、制度移行にあたっては、類似する職務の正規職員に適用される給料表を基本とし、前歴換算を行ったうえで賃金を決定すること。
- ④ 支給できるとされた手当については、すべて支給すること。
- ⑤ 短時間勤務の会計年度任用職員の報酬については、手当を含めた時間比例とすること。
- ⑥ 休暇制度について、その種類、期間、賃金保障など正規職員との均衡待遇をはかること。また、その他の労働条件についても同様の対応をはかること。
- ⑦ 会計年度任用職員制度への移行によって必要となる財源については、新たな財源として確保すること。

(4) 外国人労働者向けの相談窓口の設置

入管難民法改正案が可決・成立し2019年4月1日より施行され、今後、外国人労働者の増加が予想される。外国人技能実習生を含めた出身地の言語で対応できる相談窓口の設置をすること。

2. 地域公共交通の維持・確保

(1) 地域公共交通施策の推進に向けた庁内体制の構築

地域公共交通の維持・確保にむけて、交通政策に関する専任部署・職員の配置及び充実をはかるとともに、保健福祉・教育・観光担当部局等と連携した庁内横断的な推進体制を構築すること。

(2) まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進

「交通政策基本法」の基本理念に基づき、まちづくりと一体となった地域公共交通施策を推進するため、改正「地域公共交通活性化再生法」を踏まえ、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」を策定すること。

3. 地域包括ケアシステムの構築と地域福祉の推進、災害への対応

(1) 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の充実

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護の連携推進、認知症初期集中支援チームなど認知症施策の推進、生活支援体制の整備など、包括的支援事業を推進する。そのため地域包括支援センターの体制と機能強化をはかるとともに、胆振総合振興局・保健所、関係市町村、医師会、医療機関、地域住民等との協力・連携により事業を推進するネットワークづくりに取り組む。
- ② 「新しい総合事業」については、利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援すること。その際、安価な報酬によるサービスや

ボランティアの濫用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにすること。

- ③ 2018年10月1日より、訪問介護（生活援助中心型）の頻回訪問が位置付けられたケアプランは、市町村への届け出が義務化され、そのケアプランは、地域ケア会議等において多職種の視点をもって検証することとされた。「訪問介護生活援助サービス」については、訪問回数のみで判断することなく、利用者の実情に応じて必要なサービスが提供されるようにすること。

(2) 地域福祉の推進

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを横断的に連携し、総合的に推進するため、働く者や地域住民、関係団体等の意見を十分反映して市町村地域福祉計画を策定ないし改定すること。
- ② 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づく「居住支援協議会」を設置し、障害者をはじめ高齢者や低所得者など、住宅の確保に悩む人たちを支援すること。

(3) 災害時における支援体制の整備

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する（要配慮者）被災者は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえ、平時から福祉避難所の設置や専門的支援を準備すること。また、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者施設に対して、避難確保計画の策定や訓練を実施するよう支援すること。
- ② 作成した避難行動要支援者名簿を有効かつ適切に活用し、発災時等における確実な情報伝達や避難支援、安否確認を実施できる体制を整えるとともに、避難支援関係者と連携して個別計画（避難支援プラン）の策定を進めること。

4. 自治体財政の確立

2020年度の地方一般財源総額については、夏頃に政府がまとめる「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太方針）で方向性が示されることが見込まれるが、現在、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円とあわせて必要な財源の安定的な確保に向けて、地方三団体を通じて国へ働きかけを強めること。

以 上